

様式第17の4（第23条の9の3関係）

接続約款設定届出書

2020年3月24日

総務大臣 殿

郵便番号 〒108-0075  
住所 とうきょうとみなとくこうなんにちょうめ 東京都港区港南二丁目16番1号  
氏名 ゆーきゆうこみゆにけーしょんず UQコミュニケーションズ株式会社  
だいはうとりしまりやくしやらう 代表取締役社長 すが たか 菅 隆

登録年月日 平成20年7月1日  
登録番号 第335号  
法人番号 2010401075423  
担当部署名

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙接続約款の案のとおり接続約款を設定するので届け出ます。

実施期日	2020年4月1日
------	-----------

## 電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備に係る接続約款

### (約款の適用)

- 第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第34条第2項の規定に基づき、当社の第2種指定電気通信設備と当社以外の電気通信事業者（以下「他事業者」といいます。）の電気通信設備との相互接続（以下「接続」といいます。）に関し、当社が取得すべき金額（以下「接続料」といいます。）及び接続の条件についてこの接続約款（料金表及び技術的条件集を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより他事業者との間で、当社の第2種指定電気通信設備との接続に関する協定（以下「協定」といいます。）を締結し、当社の第2種指定電気通信設備との接続を行います。
- 2 前項の規定のほか、当社は、当社の指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件をこの約款に定めます。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、非指定電気通信設備について、接続料及び接続の条件をこの約款に定める場合があります。

### (約款の変更)

- 第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、接続料及び接続の条件は、変更後の約款によります。

### (特定携帯電話事業者が定める接続約款の準用)

- 第3条 当社は、この約款に特段の定めがない限り、KDD I 株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社（以下「特定携帯電話事業者」といいます。）が定める電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備に係る接続約款（以下「特定携帯電話事業者約款」）の規定を、この約款に準用します。
- 2 前項の場合において、特定携帯電話事業者約款中「当社及び特定BWA事業者」とあるのは「当社及び特定携帯電話事業者」と、「当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備」とあるのは「当社の第2種指定電気通信設備及び特定携帯電話事業者の第2種指定電気通信設備」と、それぞれ読み替えるものとします。

### (用語の定義)

- 第4条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	用語の意味
契約者回線	特定携帯電話事業者又は特定事業者のau通信サービス契約約款、SORACOM Air for セルラーLPWA通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線

特定携帯電話事業者	(KDDI株式会社の接続約款の場合) KDDI株式会社
	(沖縄セルラー電話株式会社の接続約款の場合) 沖縄セルラー電話株式会社
au通信サービス	特定携帯電話事業者又は特定事業者のau通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス
セルラーLPWAサービス	特定携帯電話事業者又は特定事業者のSORACOM Air for セルラーLPWA通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス
中継交換機	au通信サービス又はセルラーLPWAサービスの中継交換を行う特定携帯電話事業者又は特定事業者の交換設備であって、特定携帯電話事業者又は特定事業者が指定するもの

(技術的条件)

第5条 当社は、この約款に準用する特定携帯電話事業者約款の第6条(標準的な接続箇所)に規定する標準的な接続箇所(表中(2)直収パケット交換機に接続される帯域制御装置)における技術的条件を、特定携帯電話事業者の技術的条件集に規定します。

(準用の除外)

第6条 特定携帯電話事業者約款の規定のうち、第4条(直収パケット接続事業者の料金及び技術的条件等)、第6条(標準的な接続箇所)表中(1)中継交換機の伝送装置及び(3)文字メッセージ通信用信号変換装置の伝送装置、第55条(ローミングに係る譲渡の承認)、第65条(従量制の網使用料の支払義務)、第68条(手続費の支払義務)第1項第1号及び第2号、第68条の2(ユニバーサルサービス料の支払義務)、第69条(従量制の網使用料の計算方法)、第70条(通信時間の測定等)、第80条(債権譲受)、第75条(接続料金の遡及適用)第1項、第81条(債権譲渡)、第90条(ローミングに係る特例)、第96条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)、料金表通則(料金等の臨時減免)、料金表第1表接続料金第1網使用料2料金額における2-1端末接続機能、2-2MNP転送機能、2-6文字メッセージ通信接続機能、料金表第2表工事費2工事費の額2-1工事費表中(1)トランスレータ変更工事費、料金表第3表手続費表中(1)料金回収手続費、(2)債権譲受手続費及び(3)お客様情報照会書作成手続費は、この約款に準用しません。

2 前項のほか、特定携帯電話事業者約款の規定のうち別表1接続により提供する機能1-1基本接続機能については、LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)、LTE直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)、5G(NSA方式)直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)、MVNO回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)以外は、この約款に準用しません。また、別表1接続により提供する機能1-2個別占有的接続機能については、LTE直収パケット接続装置機能(携帯電話・BWA電波連携分)、LTE直収パケット接続装置機能(LPWA、携帯電

話・BWA電波連携分)、5G(NSA方式)直収パケット接続装置機能(携帯電話・BWA電波連携分)、LTEGTP接続利用機能(携帯電話・BWA電波連携分)、LTEGTP接続利用機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)、5G(NSA方式)GTP接続利用機能(携帯電話・BWA電波連携分)以外は、この約款に準用しません。

- 3 前2項のほか、特定携帯電話事業者約款の規定のうち別表2接続形態2接続形態表については、項番A19-1以外は、この約款に準用しません。

(準用の一部除外)

第7条 特定携帯電話事業者約款の規定のうち、第64条(料金等)、第71条(料金等の支払い)におけるユニバーサルサービス料に係る規定は、この約款に準用しません。

附則(2020年3月24日19-UQ 渉-074号)

この約款は2020年4月1日から実施します。